

昭和四十九年通商産業省令第十八号

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）に基づき、並びに同法を実施するため、通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令を次のように制定する。

- 目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 基準及び販売の制限（第三条・第四条）
第三章 事業の届出等（第五条―第二十一条）
第四章 検査機関の登録（第二十三条―第二十七条）
第五章 国内登録検査機関（第二十八条―第三十二条）
第六章 外国登録検査機関（第三十三条―第三十七号）
第七章 雑則（第三十八条―第五十一条）

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二条 この省令は、特定製品のうち令別表第一に掲げるもの及び令別表第二に掲げるものについて適用する。
第二章 基準及び販売の制限
（技術上の基準）
第三条 法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十七条第一項に規定する者）に提出しなければならない。

（販売等に係る例外の届出等）
第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十七条第一項に規定する者）に提出しなければならない。

業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。
法第四条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る特定製品の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。
第三章 事業の届出等
（特定製品の区分）
第五条 法第六条の主務省令で定める特定製品の区分は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げるとおりとする。

第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第三項に規定する者）に提出する。
第七条 法第七条第二号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（承継の届出）
第八条 法第七条第二項の規定により届出事業者の地位を承継しようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。
一 法第七条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて、届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面
二 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

三 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本
四 法第七条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第七条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書
（変更の届出）
第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（軽微な変更）
第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの法人の代表者の氏名の変更とする。
（廃止の届出）
第十一条 法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（届出事項に係る情報の提供）
第十二条 法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 請求をしようとする情報の概要
（基準適合義務に係る例外の届出等）
第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については、法第四条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替へるものとする。

（検査の方式等）
第十四条 法第十一条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準

の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。
法第十一条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
二 検査を行った年月日及び場所
三 検査を実施した者の氏名
四 検査を行った特定製品の数量
五 検査の結果
六 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）
第十五条 法第十一条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十二条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。
前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。
第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
（法第六条第四号の措置の基準）
第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として補填することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつておることとする。
（証明書と同等なもの）
第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付

した書面を譲り受けて、様式第五による書面
二 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本
三 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本
四 法第七条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第七条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書
（変更の届出）
第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（軽微な変更）
第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの法人の代表者の氏名の変更とする。
（廃止の届出）
第十一条 法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（届出事項に係る情報の提供）
第十二条 法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 請求をしようとする情報の概要
（基準適合義務に係る例外の届出等）
第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については、法第四条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替へるものとする。

（検査の方式等）
第十四条 法第十一条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準

の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。
法第十一条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
二 検査を行った年月日及び場所
三 検査を実施した者の氏名
四 検査を行った特定製品の数量
五 検査の結果
六 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。
（電磁的方法による保存）
第十五条 法第十一条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十二条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。
前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。
第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
（法第六条第四号の措置の基準）
第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として補填することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつておることとする。
（証明書と同等なもの）
第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付

受けた法第十二条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面（前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの）

第十八条 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。（適合性検査の方法）

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法
- 二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（法第十二条第二項の主務省令で定める基準）

第二十条 法第十二条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第三の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の検査設備の基準の欄に掲げるもの
- 二 別表第四の品質管理に関する事項の欄に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に掲げるもの

（証明書の記載事項）

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の名称
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 特別特定製品の型式の区分
- 四 特別特定製品の製造番号及び製造期間（法第十二条第一項第一号に係るものに限る。）

- 五 特別特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者にあつては、当該特別特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 六 検査の方法
- 七 法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨
- 八 証明書の交付年月日

第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示
- 二 別表第五第一号、第二号、第四号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示

第四章 検査機関の登録

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児用ベッド
- 二 携帯用レーザー応用装置
- 三 浴槽用温水循環器
- 四 ライター

（登録の申請）

第二十四条 法第十六条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法第十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 申請者が法第十八条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第二十五条及び第二十六条 削除

（登録の更新の手続）

第二十七条 法第十九条第一項の規定により、国内登録検査機関又は外国登録検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

第五章 国内登録検査機関

（事業所の変更の届出）

第二十八条 国内登録検査機関は、法第二十一条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十九条 国内登録検査機関は、法第二十二條第一項の規定により業務規程の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十二による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十二條第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第二十二條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項

六 検査員の選任及び解任に関する事項

七 適合性検査の申請書の保存に関する事項

八 適合性検査の方法に関する事項

九 他の事業者に適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容

十 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第三十条 国内登録検査機関は、法第二十三条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十条の二 法第二十四条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十四条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第三十一条 法第二十八条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 適合性検査の申請を受けた年月日
- 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分
- 四 適合性検査を行った特別特定製品の品名並びに構造、材質及び性能の概要
- 五 適合性検査を行った年月日
- 六 適合性検査を実施した検査員の氏名
- 七 適合性検査の概要及び結果

2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特別特定製品ごと及び法第十二条第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。

3 法第二十八条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、記載の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第三十二条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十八条（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六章 外国登録検査機関

第三十三条 削除

所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分
の原因となる事実及び当該事案の内容について
の意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調査及び報告書の記載事項）

第四十九条 聴聞調査には、次に掲げる事項（聴
聞の期日における審理が行われなかつた場合に
おいては、第四号に掲げる事項を除く。）を記
載し、主宰者がこれに記名しなければならな
い。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

聴聞の期日に出席した当事者及び参加人並
びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下こ
の項及び第三項において「当事者等」と総称
する。）並びに参考人（行政庁の職員である
ものを除く。）の氏名及び住所並びに参考人
（行政庁の職員であるものに限る。）の氏名及
び職名

五 聴聞の期日に出席しなかつた当事者等の氏
名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者
及びその代理人については出席しなかつたこ
とについての正当な理由の有無

六 当事者等及び参考人の陳述の要旨（提出さ
れた陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等の標目

八 その他参考となるべき事項

二 聴聞調査には、書面、図画、写真その他主宰
者が適当と認めるものを添付して調査の一部と
することができる。

三 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰
者がこれに記名しなければならない。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事
者等の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての
主宰者の意見

三 前号の意見についての理由

（聴聞調査及び報告書の閲覧の手続）

第五十条 行政手続法第二十四条第四項の規定に
よる閲覧の求めについては、当事者又は参加人
は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴
聞調査又は報告書の件名を記載した書面を、聴
聞の最終前において聴聞の主宰者に、聴聞の
最終後にあつては行政庁に提出してこれを行う
ものとする。

二 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したとき
は、その場で閲覧させる場合を除き、速やか

に、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加
人に通知しなければならない。

（適合性検査についての申請）

第五十一条 法第五十一条第一項の規定により申
請をしようとする者は、様式第十五による申請
書を経済産業大臣に提出しなければならない。
二 前項の規定は、法第五十一条第四項において
準用する同条第一項の規定による申請に準用す
る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年二月七日通商産業
省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年六月七日通商産業省
令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年二月二五日通商産
業省令第一二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月六日通商産業省
令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、別表第一の家庭用の圧力なべ及び圧力がま
（内容積が十リットル以下のものであつて、
〇・一キログラム毎平方センチメートル以上の
ゲージ圧力で使用するように設計したものに限
る。）の項の改正規定並びに別表第六の改正規
定については、公布の日から起算して一月を経
過する日から施行する。

附 則（昭和五四年二月七日通商産業
省令第一一三三号）

この省令は、昭和五十五年三月一日から施行
する。

附 則（昭和五六年六月一日通商産業省
令第三二二号）

この省令は、昭和五十七年三月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一及び別表第六中金属製パット（野球
用又はソフトボール用のものに限る。）の項の
改正規定並びに別表第一及び別表第六中登山用
ロープ（身体確保用のものに限る。）の項の改
正規定 昭和五十六年九月一日
二 別表第一及び別表第六中ローラースケート（前
部及び後部にそれぞれ二個の車輪を並列に取り
付けたものに限るものとし、くつが装着される

部分の最大の長さが十八センチメートル未満の
もので車輪にベアリングを用いていないものを
除く。）の項の改正規定並びに別表第七の改正
規定 昭和五十六年十二月一日
附 則（昭和五八年一月六日通商産業省
令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月三〇日通商産業
省令第三九号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の
取得の円滑化のための関係法律の一部を改正す
る法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行
の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一〇月二八日通商産
業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年二月一〇日通商産
業省令第九二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年二月一五日通商産
業省令第九号）

この省令は、昭和五十九年五月一日から施行
する。

附 則（昭和六一年五月三〇日通商産
業省令第二五号）

この省令は、許可、認可等民間活動に係る規
制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定
（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く
。）の施行の日（昭和六一年六月二十日）か
ら施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日通商産
業省令第四三三号）

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行
する。

附 則（昭和六二年一月五日通商産
業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一九日通商産
業省令第五五号）

この省令は、平成三年四月一日から施行す
る。

附 則（平成七年六月二七日通商産
業省令第五八号）

この省令は、平成八年一月一日から施行す
る。

附 則（平成九年三月二七日通商産
業省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三十一日農林水産
省・通商産業省令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施
行する。

附 則（平成一二年九月二六日通商産
業省令第一九五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施
行する。

附 則（平成一二年二月一八日通商産
業省令第三八六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則（平成一三年一月三十一日経済産
業省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の規定による改正後の経済産
業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
（以下「新省令」という。）別表第一の5. 携帯
用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に
限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示
することを目的として設計したものに限る。）
の項の技術上の基準の欄中1（1）⑤の要件
は、この省令の施行の日から三月間は、適用し
ない。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を
経過するまでの間に限り、消費生活用製品安全
法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）別表
第二の二の項の上欄に掲げる特別特定製品（以
下「追加特別特定製品」という。）に係る認定
検査機関が消費生活用製品安全法（以下「法
という。）第二十一条第一項の届出（同項後段

の変更の届出を含む。をする場合における新
省令第二十九条第一項（同条第二項において準
用する場合を含む。）の適用については、同条
第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とす
る。

2 この省令の施行の日から起算して一月を経過
するまでの間に限り、追加特別特定製品に係る
承認検査機関が法第二十九条第二項において準
用する法第二十二條第一項の届出（法第二十九
條第二項において準用する法第二十二條第一項
後段の変更の届出を含む。）をする場合におけ
る新省令第三十四條において準用する新省令第
二十九條第一項（新省令第三十四條において準
用する新省令第二十九條第二項において準用す
る場合を含む。）の適用については、同条第一
項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

附 則（平成一三年三月二九日経済産業
省令第九号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及
び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十
三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業
省令第一一三号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一三年五月一日経済産業省
令第一五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年七月二日経済産業省
令第一八一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二六日経済産
業省令第二四二号）
この省令は、平成十三年十二月二十八日から
施行する。ただし、第五十五条の次に一条を加
える改正規定（第五十六条第五項第二号に係る
部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施
行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業
省令第四三号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年五月一六日経済産業
省令第六六号）
（施行期日）
この省令は、平成十五年八月一日から施行す
る。ただし、第二十三条第二号の次に一号を加
える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日経済産業
省令第一三〇号）
この省令は、平成十六年三月一日から施行す
る。

附 則（平成一六年二月二七日経済産業
省令第二五号）
（施行期日）
この省令は、平成十六年三月一日から施
行する。

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施
行する。
（消費生活用製品安全法第十二條第一項に規定
する認定検査機関を認定する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。
一 消費生活用製品安全法第十二條第一項に規
定する認定検査機関を認定する省令（平成十
三年経済産業省令第百一十一号）
二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
化に関する法律第四十七條第一項に規定する
認定検査機関を認定する省令（平成十三年經
済産業省令第百一十二号）

三 電気用品安全法第九條第一項に規定する認
定検査機関等を認定又は承認する省令（平成
十三年経済産業省令第百六十号）

附 則（平成一七年三月四日経済産業省
令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成
十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業
省令第一四号） 抄
（施行期日）
この省令は、改正法の施行の日（平成十
九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年四月五日経済産業省
令第三六号）
この省令は、消費生活用製品安全法の一部を
改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四
日）から施行する。

附 則（平成二〇年七月二三日経済産業
省令第四八号）
（施行期日）
この省令は、消費生活用製品安全法の一
部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四
月一日）から施行する。

第二条 届出事業者は、密閉燃焼式の石油ストー
プであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式
の石油ストープであつて強制対流形ものを製
造し、又は輸入する場合においては、この省令

の施行の日から一年間は、この省令による改正
後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等
に関する省令（以下「新省令」という。）別表
第一の九、石油ストープの項の技術上の基準の
欄一（二）の規定を適用しないことができる。

2 密閉燃焼式の石油ストープであつて強制対流
形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストープであ
つて強制対流形のものについての新省令別表第
一の九、石油ストープの項の技術上の基準の欄
十二（三）の規定の適用については、この省令
の施行の日から一年間は、同欄十二（三）中
「安全に使用する上で必要となる使用上の注意
事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼防止装
置を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃
焼防止装置を有しない場合にはその旨及び充分
に換気をしなさい」と死亡事故に至るおそれがある
旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる
使用上の注意事項の表示」と読み替えるものと
する。

第三条 届出事業者は、開放燃焼式の石油ストー
プであつて強制通気形ものを製造し、又は輸
入する場合においては、この省令の施行の日か
ら九月間は、新省令別表第一の九、石油ストー
プの項の技術上の基準の欄一（三）④及び⑤の
規定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式の石油ストープであつて強制通気
形のものについての新省令別表第一の九、石油
ストープの項の技術上の基準の欄十二（三）の
規定の適用については、この省令の施行の日か
ら九月間は、同欄十二（三）中「安全に使用す
る上で必要となる使用上の注意事項の表示」と
あるのは、「不完全燃焼通知機能及び再点火防
止機能を有する場合にはその旨の表示又は不完
全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有しない
場合にはその旨及び十分に換気をしなさい」と死亡
事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に
使用する上で必要となる使用上の注意事項の表
示」と読み替えるものとする。

第四条 届出事業者は、開放燃焼式のストーブで
あつて気密油タンクを有するものを製造し、又
は輸入する場合においては、この省令の施行の
日から九月間は、新省令別表第一の九、石油ス
トーブの項の技術上の基準の欄十一（二）の規
定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式のストーブであつて気密油タンク
を有するものについての新省令別表第一の九、
石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二

（三）の規定の適用については、この省令の施
行の日から九月間は、同欄十二（三）中「安全
に使用する上で必要となる使用上の注意事項の
表示」とあるのは、「給油時消火装置を有する
場合にはその旨の表示又は給油時消火装置を有
しない場合にはその旨及び給油時に消火をしな
いと火災に至るおそれがある旨の表示、及び安
全に使用する上で必要となる使用上の注意事項
の表示」と読み替えるものとする。

附 則（平成二二年五月二日経済産業
省令第二四号）
（施行期日）
この省令は、平成二二年五月十九日か
ら施行する。

第一条 この省令は、平成二二年五月十九日か
ら起算して六月を経過する日までの間は、この
省令による改正後の経済産業省関係特定製品の
技術上の基準等に関する省令別表第一の三、家
庭用の圧力なべ及び圧力がまの項及び4、乗車
用ヘルメットの項の規定の適用については、な
お従前の例によることができる。

附 則（平成二二年一二月一日経済産業
省令第六〇号）
（施行期日）
この省令は、平成二二年十二月二十七
日から施行する。ただし、第二十三条第三号の
次に一号を加える改正規定は、公布の日から施
行する。

附 則（平成二二年一二月一日経済産業
省令第六〇号）
（経過措置）
第二条 この省令の施行前にこの省令の規定によ
る改正前の経済産業省関係特定製品の技術基準
等に関する省令の規定によつてした処分、手続
その他の行為であつて、この省令の規定に相当
の規定があるものは、この附則に別段の定めが
あるものを除き、この省令の規定による改正後
の省令の相当の規定によつてしたもののみな
す。

2 この省令の施行の際現に消費生活用製品安全
法第十二條第二項の証明書の交付を受けている
特別特定製品（同法第十二條第三項に規定する「特
別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び
検査設備については、この省令による改正後の
経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関
する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわ

る。

らず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（平成二四年一月二〇日経済産業省令第八四号）
この省令は、平成二十四年十一月二十日から施行する。

附則（平成二八年五月三十一日経済産業省令第七三三号）
この省令は、平成二八年五月三十一日から施行する。

附則（平成二九年四月二八日経済産業省令第四二二号）
この省令は、平成二九年四月二十八日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年六月一日経済産業省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一月六日経済産業省令第八三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行後に製造され、又は輸入された石油給湯器、石油ふろがま及び石油ストーブに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によること

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年六月一日経済産業省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月二日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (第4条第1項、第13条関係) (行) (消費生活用製品安全法第83条第1項第1号)

様式第2 (第4条第2項、第13条関係)

様式第2 (第4条第2項、第13条関係) (行) (消費生活用製品安全法第83条第1項第2号)

様式第3 (第6条関係)

様式第3 (第6条関係) (行) (消費生活用製品安全法第83条第1項第3号)

様式第7の2 (第8条第2項第5号関係)

様式第7の2 (第8条第2項第5号関係) (付随書類①-基本、付随書類①-付随書類①-特記事項)

特記製造製造(輸入)事業承認届書

年 月 日

所
在 地

製造業者 名称及び代表者の氏名
住所
承認業者 名称及び代表者の氏名
住所

次のとおり分別によって特記製造の製造(輸入)事業者の事業の承認の有無が
あることを記載します。

- 1 事業承認の有無(輸入)事業届出の有無
- 2 製造(輸入)する特記製造品区分
- 3 当該特記製造品の品次の区分
- 4 当該特記製造品製造(輸入)承認の有無(日本国産品に非在産地)輸入の事業を行
う者については、当該特記製造品製造事業者の氏名又は名称(及び住所)
- 5 承認の有無

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第8 (第9条関係)

様式第8 (第9条関係) (付随書類①-基本、付随書類①-特記事項)

事業届出事業変更届書

年 月 日

所
在 地

氏名又は名称及び個人
又は法人の代表者の氏名
住所

事業届出特記製造品製造承認事項の変更により、次のとおり届けます。

- 1 変更の事由
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第9 (第11条関係)

様式第9 (第11条関係) (付随書類①-基本、付随書類①-特記事項)

特記製造製造(輸入)事業届出届書

年 月 日

所
在 地

氏名又は名称及び個人
又は法人の代表者の氏名
住所

事業届出特記製造品製造承認事項の変更により、次のとおり届けます。

- 1 製造(輸入)事業届出の有無
- 2 製造(輸入)する特記製造品区分
- 3 製造の有無

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第10 (第24条、第27条関係)

様式第10 (第24条、第27条関係) (付随書類①-基本、付随書類①-付随書類①-特記事項)

届出(製造品の変更)申請書

年 月 日

所
在 地

氏名又は名称及び個人
又は法人の代表者の氏名
住所

事業届出特記製造品製造承認事項の変更(第24条第2項)において変更する特記製造
品(第1項)の製造日より特記製造品(第1項(第24条第2項)の届出(届出の変更)
の届出日より)の、次のとおり申請します。

- 1 届出特記製造品区分
- 2 事業届出の有無

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

別表第1 (第3条、第5条、第14条第1項関係) 技術上の基準

1	<p>(1) 本体とふたの着脱は円滑であること。</p> <p>(2) 本体とふたのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力(以下「内圧」という。)が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。</p> <p>(3) 通常の使用状態において、蒸気の漏れ又は減圧装置や圧力調整装置の操作若しくは作動による蒸気の噴出によつて、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が使用者に直接かかるような構造となつていないこと。</p> <p>2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。</p> <p>ただし、次の各号にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 本体とふたのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルるとき、本体とふたのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取っ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。</p> <p>(2) 本体とふたのはめ合わせ方式が落としがた方式のもの、重ねがた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルるとき、107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。</p> <p>3</p> <p>(1) 取っ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。</p> <p>(2) 片手式のものには補助取っ手がついて</p>
---	---

4	すわりは、良好であること。
5	手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。
6	<p>(1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。</p> <p>(2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。</p> <p>(3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。</p> <p>7</p> <p>(1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力が最大の最高内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。</p> <p>8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧(以下「安全装置作動圧力」という。)で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力が最大の各部に異状がないこと。</p> <p>9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力が最大の各部に異状がないこと。</p> <p>10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p> <p>11</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>

1	ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。
2	金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。
3	<p>(1) ヘルメットの外面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>なお、ヘルメットの外面は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機械的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするヘルメット又はスリークオートターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。</p> <p>(3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。</p> <p>4</p> <p>(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。</p> <p>(2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。</p> <p>(3) 左右及び上下の視界が十分とれること。</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。</p> <p>なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。</p> <p>5 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。</p> <p>6 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。</p> <p>7 耐貫通性試験を行ったとき、ストラライカの前縁が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。</p> <p>8 保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、</p>

1	残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。
2	保持性(ロールオフ)試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。
3	<p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用されるものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>4</p> <p>(1) 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>(2) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。</p> <p>(3) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。</p> <p>5 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>6 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。</p> <p>7 キヤスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。</p> <p>8 アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。</p> <p>9 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。</p> <p>10 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>11 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>12 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</p>

<p>4</p> <p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p>	<p>11 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。</p> <p>12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ29.4、2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>14 組子の中央部を14.7、1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子はずれる等の異状が生じないこと。</p> <p>15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ19.6、1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>16 床板前縁の中央部に5.8、4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>17 枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に19.6、1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。</p> <p>18 妻枠の上さん中央部の外側面に29.4、2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返して加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。</p> <p>19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>20</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
---	---

<p>3</p> <p>(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの</p>	<p>5</p> <p>1</p> <p>(1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光をに向けて照射することを目的として設計したものと対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)</p> <p>(2) 14) レーザ製品の安全基準3、18クラス1レーザー製品又は3、21クラス2レーザー製品であること。</p> <p>(3) (1)のもの以外のものにあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3、18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4、3e)時間基準3)を満たすものに限る。)</p> <p>(4) 出力安定化回路を有すること。</p>
---	--

<p>3</p> <p>(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの</p>	<p>6</p> <p>1</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光をに向けて照射することを目的として設計したものにあっては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3、18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4、3e)時間基準3)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。</p>
---	---

<p>3</p> <p>(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの</p>	<p>6</p> <p>1</p> <p>(1) 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)〜(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。</p> <p>(2) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおりの水を入れること。</p> <p>(3) 試験用毛髪は、あらかじめ2分以上浴槽内の水につけておくこと。</p> <p>(4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。</p> <p>2</p> <p>試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2、5分間にわたつて吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引つ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引張方向に並び、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。</p> <p>(1) 垂直の方向 50グラムの人間の毛髪を、直径2.5ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪</p> <p>(2) 垂直より約40度の方向 180グラムの人間の毛髪を、直径2.5ミリメートルで</p>
---	---

<p>7 石油燃焼機器の試験方法(以下「JIS試験通則」という。) 6. 1. 1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6. 7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/O₂)の測定方法(以下「石油燃焼機器のCO/O₂の測定方法」という。)による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6. 1、6. 2(e)、f及びiに定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。</p>	<p>長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪)</p> <p>3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がある状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
---	---

<p>7 JIS試験室において、JIS試験通則5. 2に定める耐燃火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>8 自然通気形のものにあつては、遠隔操作(器具スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができなものであること。</p>	<p>(4) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則1. 7に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が90度以下であること。また、浴槽内からふるがまに循環する水の温度は60度以下であること。また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則1. 5. 2に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4 直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふるがま用熱交換器にあつては、この限りではない。</p> <p>(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火すること。</p> <p>5 直接加熱するふるがま用熱交換器を有するものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則1. 9. 2に定める耐空だき性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ふるがま用熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) ふるがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端(浴槽側)の水位に達してから10秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に火災が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>6 JIS試験室において、JIS試験通則2. 9. 1及び2. 9. 3に定める振動試験を行ったとき、周期0. 3秒、0. 5秒及び0. 7秒のそれぞれにおいて、170センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、10秒以内で消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p>
---	--

<p>4 JIS試験室において、JIS試験通則2. 9. 1及び2. 9. 2に定める振動試験を行ったとき、周期0. 3秒、0. 5秒及び0. 7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 浴槽内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端(強制循環式のものにあつては下部循環管下端)の水位に達してから10秒以内(ポット式にあつては5分以内)に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふるがまの外に火災が出たり、破損したりしないこと。</p>	<p>8 石油燃焼機器のCO/O₂の測定方法による測定値が0. 01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6. 1、6. 2(f)及びiに定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則1. 9. 2に定める耐空だき性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 浴槽内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端(強制循環式のものにあつては下部循環管下端)の水位に達してから10秒以内(ポット式にあつては5分以内)に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふるがまの外に火災が出たり、破損したりしないこと。</p>
---	---

<p>9 石油燃焼機器のCO/O₂の測定方法による測定値が0. 01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0. 002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0. 001以下であること。</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであ</p>	<p>9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器具スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>10 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>5 圧力噴霧式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則5. 2に定める耐燃火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>6 自然通気形のものにあつては、遠隔操作(器具スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができなものであること。</p> <p>7 遠隔操作機構を有するものにあつては、器具スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>8 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(1) JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/O₂の測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては0. 01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0. 002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0. 001以下であること。</p>
--	---

つて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。

- ① 室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、JIS試験通則4.4.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後2.0秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ CO/O_2 ）が0.01を超えないこと。ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。
- ② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- ③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。
- ④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。
- ⑤ 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。
- ⑥ JIS試験通則4.4.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後2.0秒以内で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（ CO/O_2 ）が0.003を超えないこと。
- ⑦ JIS試験通則4.4.2に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後2.0秒以内で消火し、石油燃焼機器の CO/O_2 の測定方法による測定値が0.003を超えないこと。
- ⑧ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

- ④ 不完全燃焼通知機能を有すること。
- ⑤ 再点火防止機能を有すること。
- ⑥ 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則5.0.1に定める排気筒外れによる安全性試験を行ったとき、排気筒が外れてから3.0秒以内に灯油を遮断し、遮断後2.0秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。
- ⑦ 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- ⑧ 燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどがないこと。
- ⑨ 燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。
- ⑩ 燃焼用二次空気管の材質は日本産業規格S2031（2009）密閉式石油ストーブの表5-1材料に定める金属であること。
- ⑪ JIS試験室において、JIS試験通則6.1.6.2のe、f及びiに定める各部の温度上昇試験、6.4に定める温風温度の測定並びに6.5に定める熱気温度の測定を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- ⑫ 機器下面の木台の表面温度が4.5度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に3センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が6.5度以下であること。
- ⑬ 機器周辺の木台の表面温度と室温との差が6.5度以下であること。
- ⑭ 機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が6.5度以下であること。
- ⑮ 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が2.5度以下であること。
- ⑯ 油温と室温との差が2.5度以下であること。
- ⑰ 強制対流形のものにあつては、温風温度が8.0度以下であること。
- ⑱ 密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のもの

のであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が1.50度以下であること。

- ① 開放燃焼式のもので自然通気形のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則8.1に定めるしん調節器最大燃焼試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- ② すずを伴う煙が生じないこと。
- ③ 機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。
- ④ 開放燃焼式のものにあつては、JIS試験通則1.3.3に定める転倒消火試験を行ったとき、1.0秒以内で消火すること。
- ⑤ 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制対流形のものにあつては、JIS試験通則1.5.1に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、次の条件に適合すること。
- ⑥ 過熱防止装置が作動し、2.0秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。
- ⑦ 給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が100度を超える前に消火すること。
- ⑧ 機器上面、側面（背面を含む）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が150度を超える前に消火すること。
- ⑨ 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制対流形のものにあつては、JIS試験通則1.6.1に定める耐半閉そく性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- ⑩ 過熱防止装置が作動したときは、2.0秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度（ガゼ表面）は1.80度を超えないこと。
- ⑪ ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。
- ⑫ JIS試験室（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が2.0

度（±5度）において、JIS試験通則2.9.1及び2.9.2に定める振動試験を行ったとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、1.95センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。

- (1) 1.0秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に1.0秒以内で消火すること。
- (2) 1.0秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、2.0秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火し、かつ、JIS試験通則3.0.1に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。
- (3) 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室で、JIS試験通則5.2.1に定める耐断火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。
- (4) 開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (5) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量の1割まで灯油を入れ、機器を点火してから3.0分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分30秒以内で消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。
- (6) 気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まつたことが音、目視又は感触で確認できること。
- (7) JIS試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を5000回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンクを掲げたとき、灯油の垂れがなく、かつ、5分経過後に給油口ふたをガーゼで拭いたとき、灯油のじみがないこと。
- (8) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量まで灯油を入れ、気密油タンクの給油口ふたと厚さ3センチメートル以上の気乾状態の広葉樹の板を最短距離が20センチメートル以上1センチメートルとなる位置に、気密油タンクの取っ手の中央をつり上げ、給油口ふたが直接広葉樹の板に接触するよう

1	落下させたとき、気密油タンクから油漏れがないこと。
2	自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器具スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。
3	遠隔操作機構を有するものにあつては、器具スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
4	届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
5	ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
6	安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
7	火災を生じさせる機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。
8	火災の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。
9	火災の高さを調整する機構は、使用者が意図する火災の高さになるように適切に行うことができる構造であること。
10	燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火災のばらつきがないこと。
11	火災の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。
12	燃料がガスのものにあつては、燃料の充填量が適切であること。
13	外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。
14	燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
15	燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。
16	耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。

1	耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
2	燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
3	耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
4	耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
5	耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
6	届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
7	子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用後、火災が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
8	磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。
9	届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
10	次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。
11	満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨

1	満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨
2	子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨
3	吸水することにより、吸水性合成樹脂製の玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50パーセントを超えて膨潤しないこと。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せず当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。
4	届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
5	次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に消えない方法により適切に表示されていること。
6	満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨
7	満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨
8	子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨

1	アルミニウム合金鋳物製のもの
2	アルミニウム合金板製のもの
3	ステンレス鋼板製のもの
4	その他のもの
5	アルミニウム合金鋳物製のもの
6	アルミニウム合金板製のもの
7	ステンレス鋼板製のもの
8	その他のもの
9	合成樹脂製のもの
10	その他のもの
11	4リットル未満のもの
12	4リットル以上7リットル未満のもの
13	7リットル以上のもの
14	0.09メガパスカル未満のもの
15	0.1メガパスカル未満のもの
16	0.1メガパスカル以上のもの
17	スライド方式のもの
18	重ねぶた方式のもの
19	落としぶた方式のもの
20	その他のもの
21	片手式のもの
22	両手式のもの
23	その他のもの
24	リベットにより取っ手が接合されているもの
25	ボルトにより取っ手が接合されているもの
26	溶接により取っ手が接合されているもの
27	取っ手が本体と一体になつたもの
28	取っ手が着脱可能なもの
29	その他のもの
30	おもり式のもの
31	スプリング式のもの
32	その他のもの

1	アルミニウム合金鋳物製のもの
2	アルミニウム合金板製のもの
3	ステンレス鋼板製のもの
4	その他のもの
5	アルミニウム合金鋳物製のもの
6	アルミニウム合金板製のもの
7	ステンレス鋼板製のもの
8	その他のもの
9	合成樹脂製のもの
10	その他のもの
11	4リットル未満のもの
12	4リットル以上7リットル未満のもの
13	7リットル以上のもの
14	0.09メガパスカル未満のもの
15	0.1メガパスカル未満のもの
16	0.1メガパスカル以上のもの
17	スライド方式のもの
18	重ねぶた方式のもの
19	落としぶた方式のもの
20	その他のもの
21	片手式のもの
22	両手式のもの
23	その他のもの
24	リベットにより取っ手が接合されているもの
25	ボルトにより取っ手が接合されているもの
26	溶接により取っ手が接合されているもの
27	取っ手が本体と一体になつたもの
28	取っ手が着脱可能なもの
29	その他のもの
30	おもり式のもの
31	スプリング式のもの
32	その他のもの

7. 石油給湯機	種類 (1) 給湯専用のもの (2) 給湯用及びふるがま用のもの (3) その他のもの	熱交換器の保護 (1) 熱交換器内に水がないとき点火できないもの (2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火するもの (3) その他のもの	直接加熱するふるがま用熱交換器 (1) あるもの (2) ないもの	油タンク (1) 機器本体と一体のもの (2) その他のもの	8. 石油給湯機 燃焼方式 (1) ボット式のもの (2) 圧力噴霧式のもの (3) その他のもの	給排気方式 (1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの	循環方式 (1) 自然循環式のもの (2) 強制循環式のもの (3) その他のもの	9. 石油給排気方式 (1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの	用途別方式 (1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	灯油の消費量 (1) 7キログラムを超えるもの (2) 7キログラム以下のもの	放熱式 (1) 強制通気形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	強制通気形のもの (1) 強制通気形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	機器下面と置台又は床面との間隔を設けるように設計されているもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの	計(密閉)
----------	--	---	---	--------------------------------------	---	---	--	---	---	---	---	--	--	-------

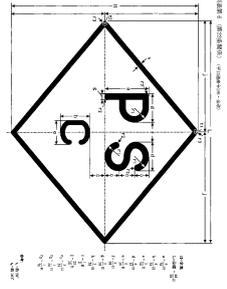
10. 石製磁石	種類 (1) たばこ用のもの (2) その他のもの	燃焼方式 (1) しん式のもの (2) ボット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの	燃焼方式 (1) 燃焼方式のあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの	油タンク (1) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの	燃焼方式 (1) しん式のもの (2) ボット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの	給排気方式 (1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの	循環方式 (1) 自然循環式のもの (2) 強制循環式のもの (3) その他のもの	石油給排気方式 (1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの	用途別方式 (1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	灯油の消費量 (1) 7キログラムを超えるもの (2) 7キログラム以下のもの	放熱式 (1) 強制通気形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	強制通気形のもの (1) 強制通気形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	機器下面と置台又は床面との間隔を設けるように設計されているもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの	計(密閉)
----------	---------------------------------	---	--	--	---	---	--	--	---	---	---	--	--	-------

11. 磁石	燃焼方式 (1) しん式のもの (2) ボット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの	油タンク (1) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの	燃焼方式 (1) しん式のもの (2) ボット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの	給排気方式 (1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの	循環方式 (1) 自然循環式のもの (2) 強制循環式のもの (3) その他のもの	石油給排気方式 (1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの	用途別方式 (1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	灯油の消費量 (1) 7キログラムを超えるもの (2) 7キログラム以下のもの	放熱式 (1) 強制通気形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	強制通気形のもの (1) 強制通気形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの	機器下面と置台又は床面との間隔を設けるように設計されているもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの	計(密閉)
--------	---	--	---	---	--	--	---	---	---	--	--	-------

12. 水性樹脂製玩具	磁極の表積の最も小値 (1) 30平方ミリメートル未満のもの (2) 30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの (3) 400平方ミリメートル以上のもの	磁極の表積の最も大値 (1) 30平方ミリメートル未満のもの (2) 30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの (3) 400平方ミリメートル以上のもの	磁石及び磁石を使用する部品の形状 (1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの	磁石製製品 (1) 磁石のみのもの(磁石を使用する部品から容易に外れる構造となつていないものを含む) (2) 磁石を使用する部品のみのもの (3) その他のもの											
-------------	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

別表第3(第20条関係)	特定検査設備の基準	(3) その他のもの
--------------	-----------	------------

別表第6 (第22条関係)



別表第7 (第22条関係)

